

第1章 社会保障制度の概要

図表1-4 児童手当制度の概要（令和6（2024）年10月よりの制度）

1 事業の目的等																						
○ 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。																						
2 事業の概要・スキーム																						
支給対象	高校生年代まで(18歳に到達後の最初の年度末まで)の国内に住所を有する児童																					
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 <p>※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。</p>																					
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																					
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																					
支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)																					
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金、こども・子育て支援納付金で構成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="3">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者			公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9
	被用者		非被用者			公務員																
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10																
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9																

子ども家庭庁 HP (<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>)

第2章 社会保障制度の財源

<参照2：国立社会保障人口問題研究所『社会保障費用統計（令和4(2022)年度）』>

(<https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R04/R04.pdf>)

図表2-1 社会保障給付費・国内総生産・国民所得の推移

表3 社会保障給付費

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総額（億円）	1,213,999	1,239,244	1,322,196	1,387,526	1,378,337
対前年度増減額（億円）	13,309	25,244	82,952	65,330	△9,189
対前年度増減率（%）	1.1	2.1	6.7	4.9	△0.7
対GDP比（%）	21.81	22.25	24.53	25.06	24.33
対前年度増減分（%ポイント）	0.21	0.44	2.28	0.53	△0.73
一人当たり（千円）	960.1	982.2	1,048.1	1,105.6	1,103.1
対前年度増減額（千円）	12.5	22.1	65.9	57.4	△2.4
対前年度増減率（%）	1.3	2.3	6.7	5.5	△0.2

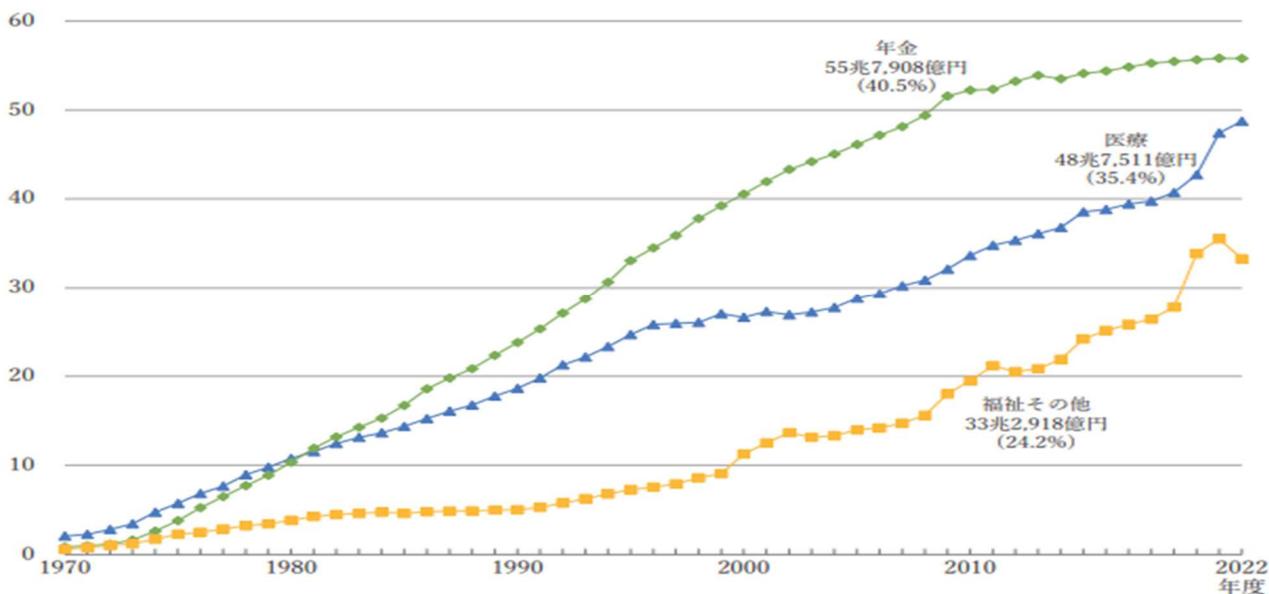
（資料）人口は、総務省統計局「人口推計-2022年10月1日現在」、

GDPは、内閣府「2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計」による。

GDP(Gross Domestic Product) = “国内”総生産
国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額

<出所：『社会保障費用統計（令和4年度）』表3>

図表2-2 部門別社会保障給付費の推移



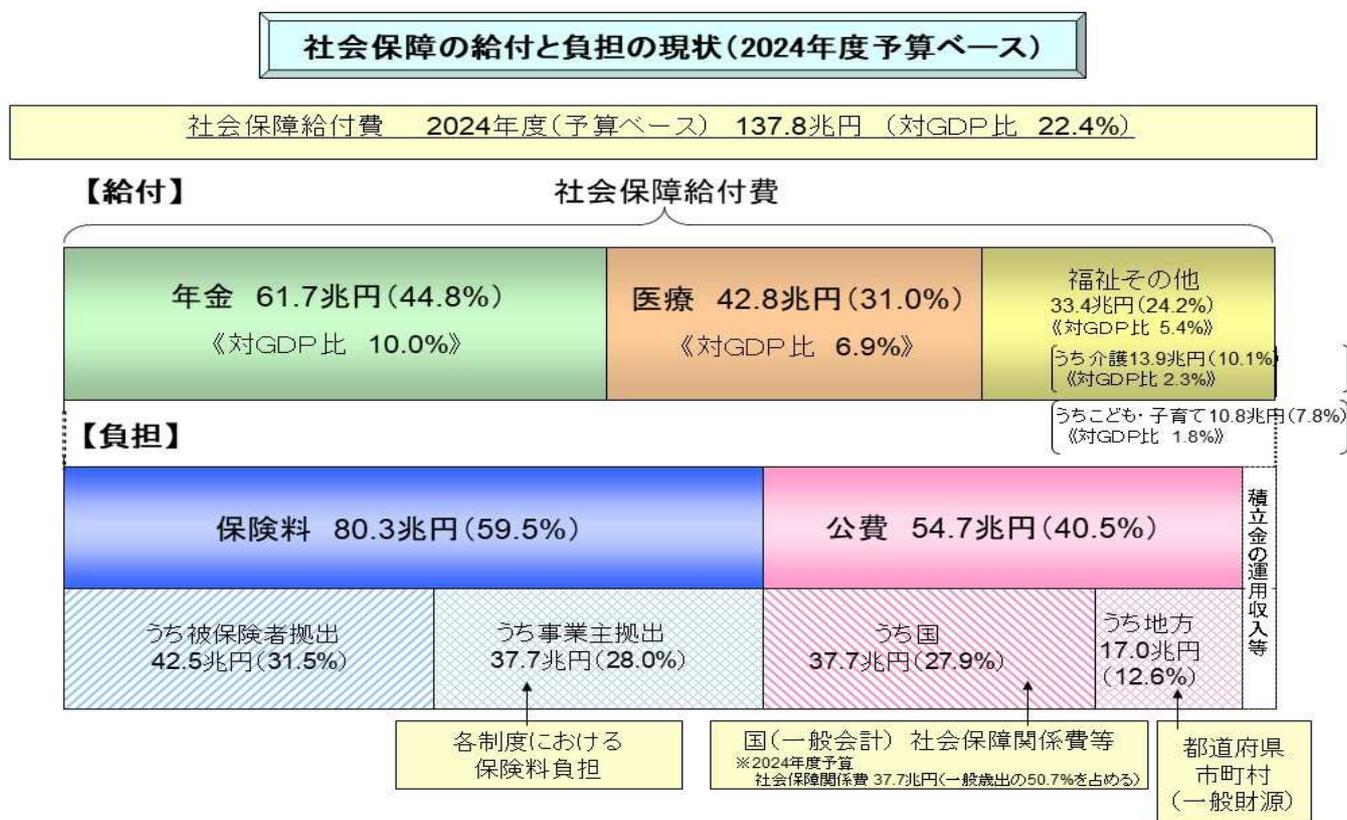
<出所：『社会保障費用統計（令和4年度）』図2>

図表 2-3 社会保障財源の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
財源額 (億円)					
<合計>	1,325,037	1,322,732	1,847,311	1,633,908	1,529,922
社会保険料	725,926	740,082	735,410	755,227	772,894
被保険者拠出	383,382	389,665	387,032	397,852	406,621
事業主拠出	342,544	350,417	348,378	357,375	366,273
公費負担	502,907	518,138	588,678	660,599	642,172
国庫負担	334,990	343,067	409,129	477,765	453,073
他の公費負担	167,916	175,071	179,549	182,834	189,100
資産収入	44,286	15,929	439,400	144,605	57,823
その他	51,919	48,582	83,823	73,477	57,033
構成割合 (%)					
<合計>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
社会保険料	54.8	56.0	39.8	46.2	50.5
被保険者拠出	28.9	29.5	21.0	24.3	26.6
事業主拠出	25.9	26.5	18.9	21.9	23.9
公費負担	38.0	39.2	31.9	40.4	42.0
国庫負担	25.3	25.9	22.1	29.2	29.6
他の公費負担	12.7	13.2	9.7	11.2	12.4
資産収入	3.3	1.2	23.8	8.9	3.8
その他	3.9	3.7	4.5	4.5	3.7

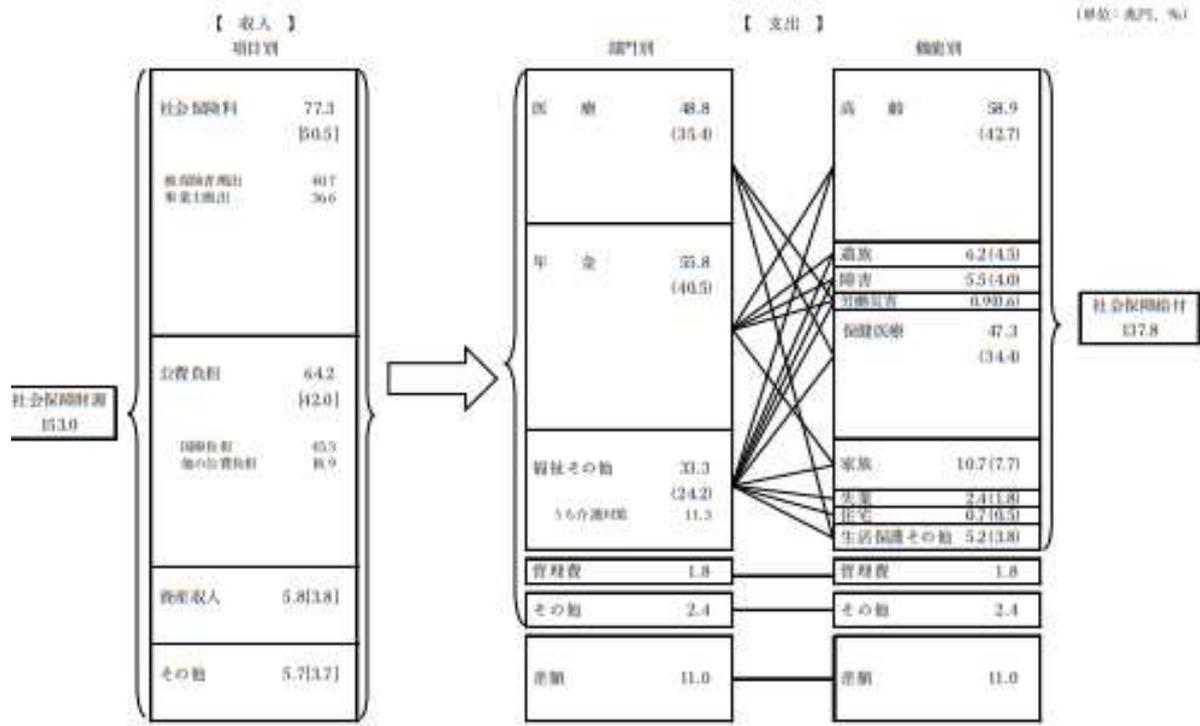
<出所：『社会保障費用統計（令和4年度）』表6「項目別社会保障財源（ILO財源）」抜粋>

図表 2-4 社会保障財源の公費負担における国・地方の割合の推移



<出所：厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html>

図表 2-5 社会保障財源と社会保障給付のイメージ図



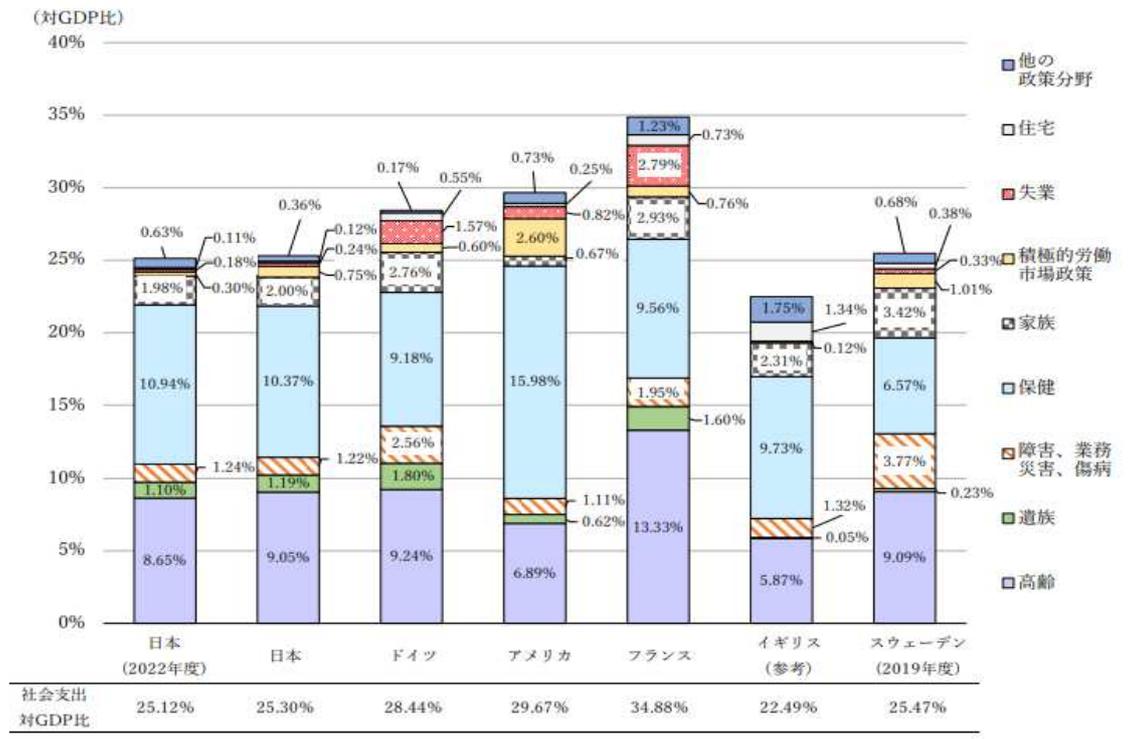
(注)
 1. 2022年度の社会保障財源は133.0兆円（地方制度からの移転を除く）であり、〔 〕内は社会保障財源に対する割合。
 2. 2022年度の社会保障給付費は137.8兆円であり、〔 〕内は社会保障給付に対する割合。
 3. 収入のその他には株式会社からの受入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。
 4. 差額は社会保障財源（133.0兆円）と社会保障給付費、管理費、運用損失、その他の計（142.0兆円）の差であり、基礎年金からの移転、施設費への移転を含む。

< 出所：『社会保障費用統計（令和4年度）』

参考図「ILO 基準における社会保障財源と社会保障給付費のイメージ図（2022年度）」>

図表 2-6 社会支出の国際比較

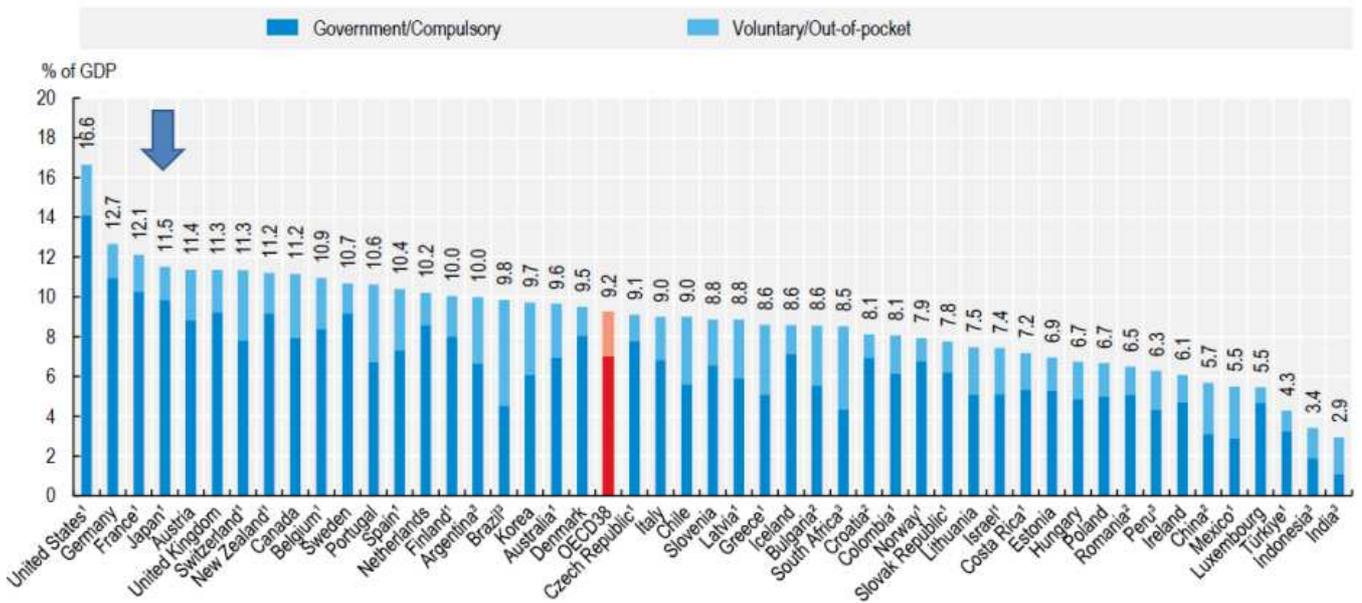
図表 2-7 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較



< 出所：『社会保障費用統計（令和4年度）』 図3 >

図表 2-8 医療支出 (GDP に占める割合) 2022 年

表7.1. GDPに占める医療支出、2022年 (または直近年)



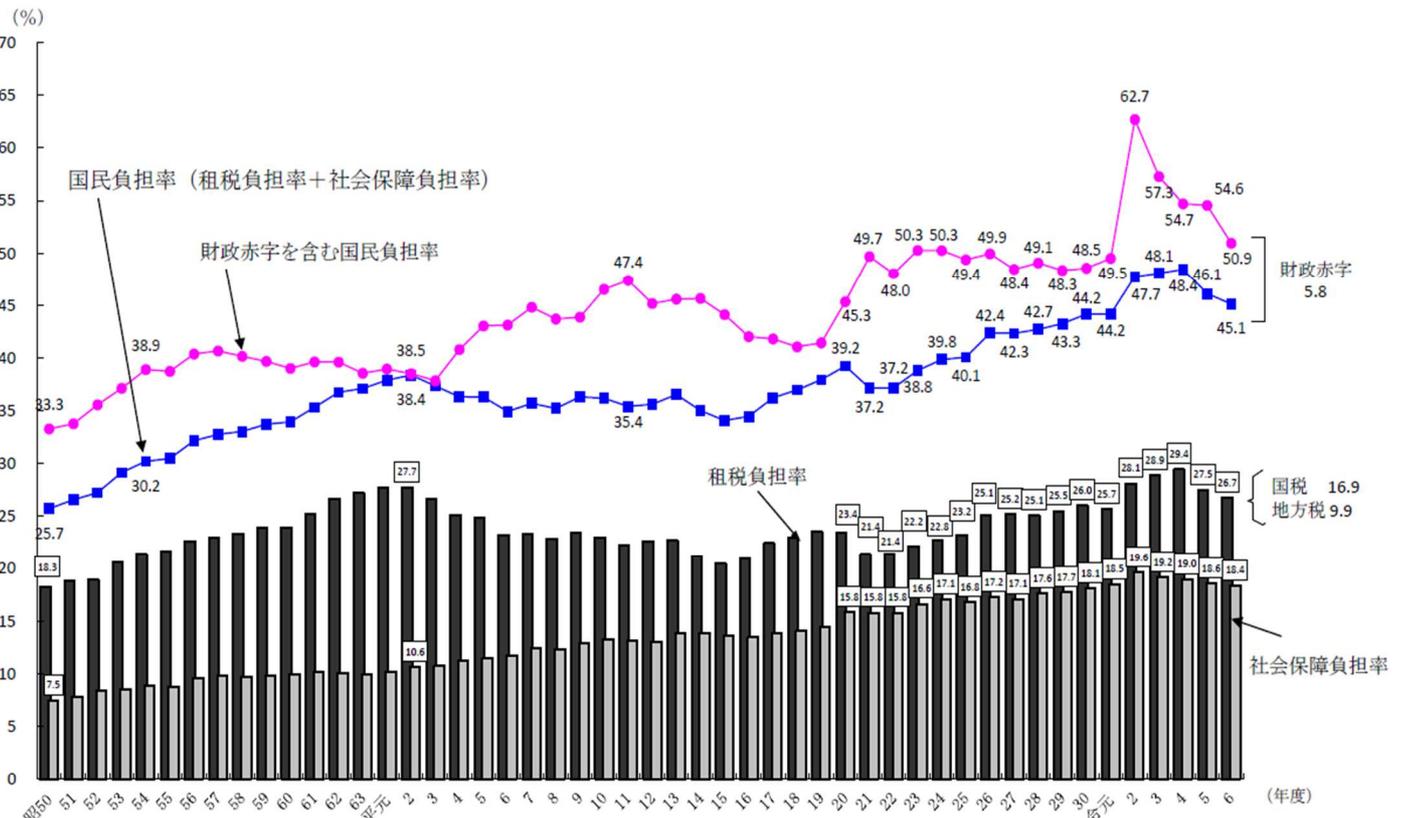
1. 2022年はOECDの推計。2. 2021データ。3. 2020データ。

出典: OECD Health Statistics 2023; WHO Global Health Expenditure Database.

StatLink <https://stat.link/5tof4d>

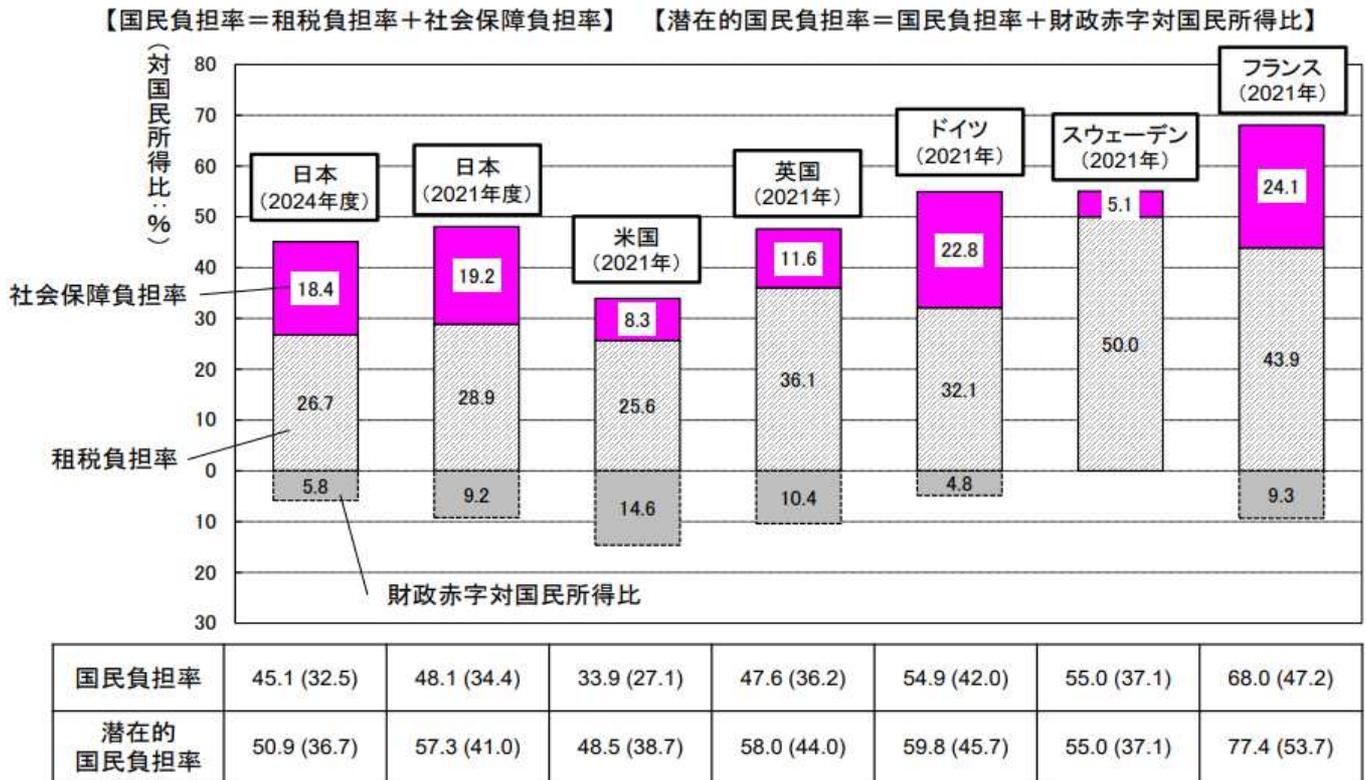
OECD 雇用局医療課『図表でみる医療 2023：日本』

図表 2-9 国民負担率の推移



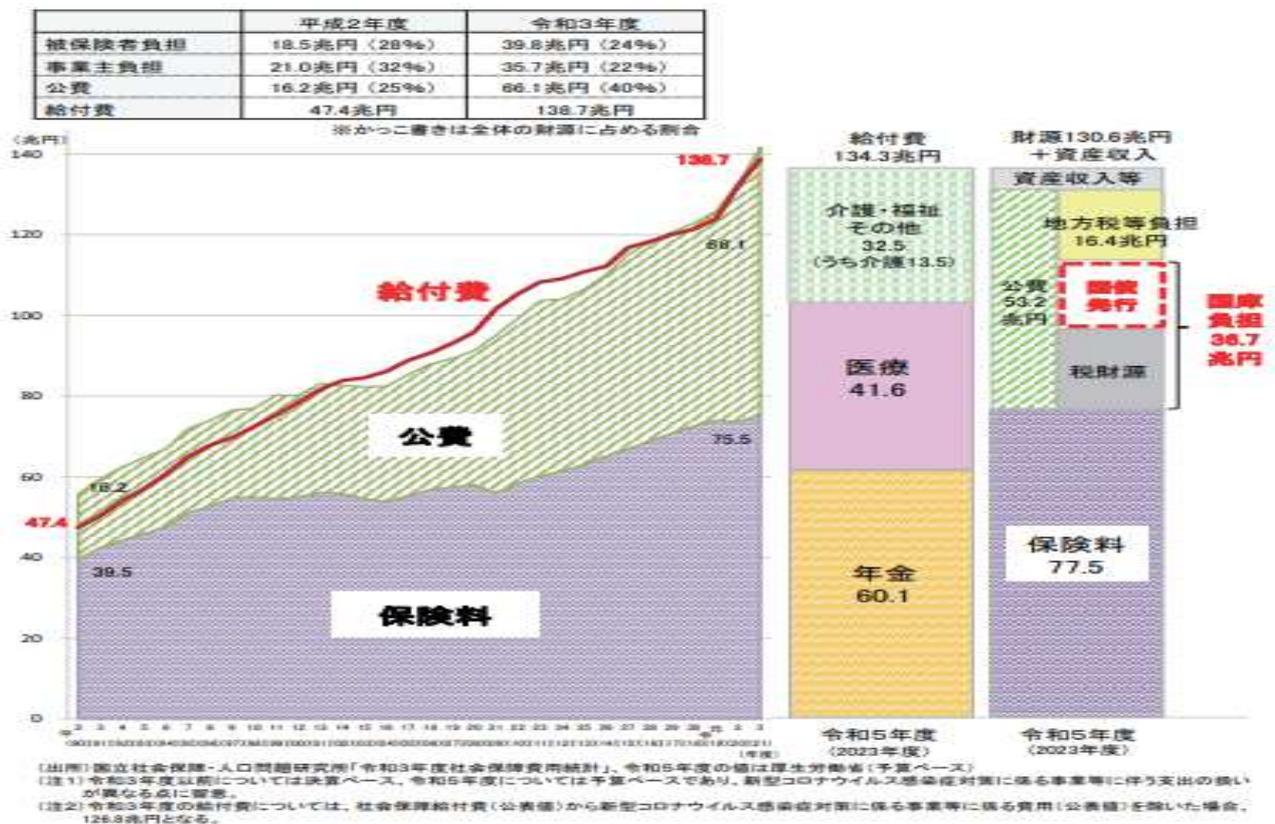
財務省「負担率に関する資料」 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm)

図表 2-10 国民負担率の国際比較



<出所：財務省 HP <https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202402b.pdf>>

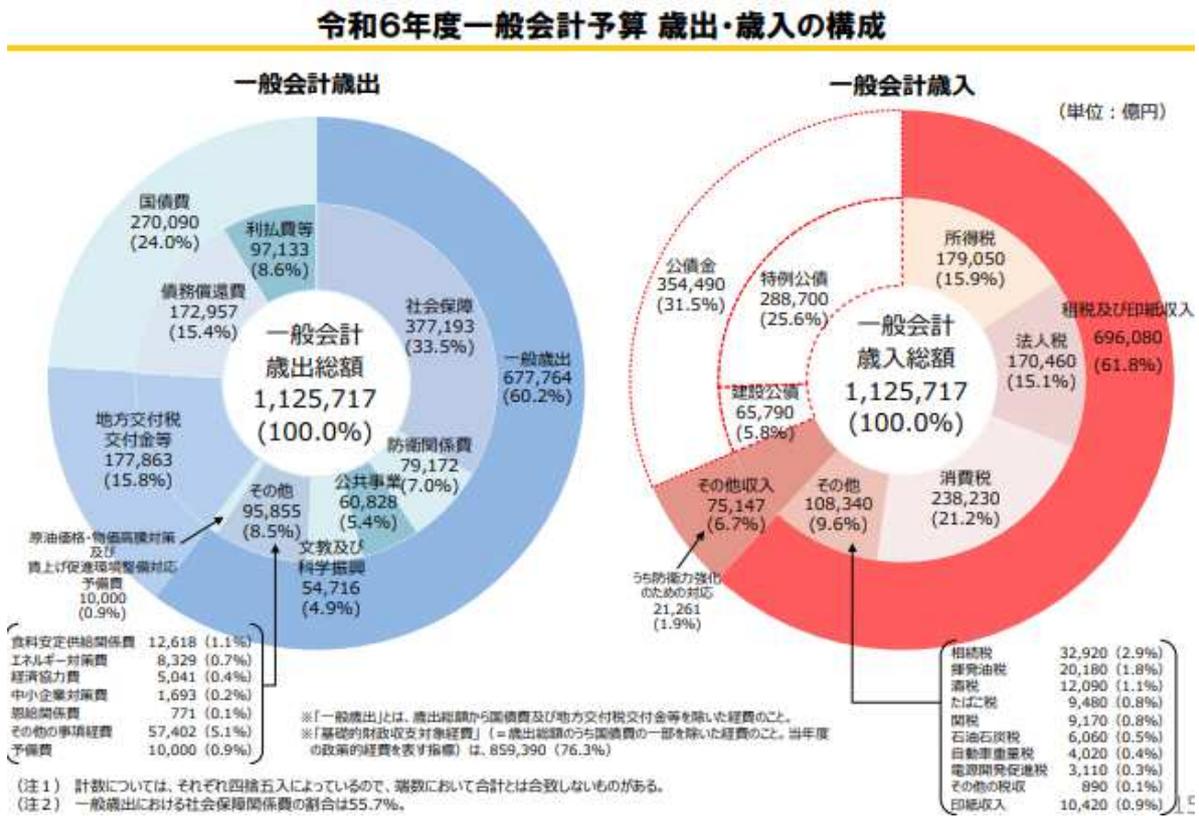
図表 2-11 社会保障給付費の増に伴う公費負担の増



財務省「日本の財政関連資料」(2024(令和6)年4月) p27

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202404_00.pdf)

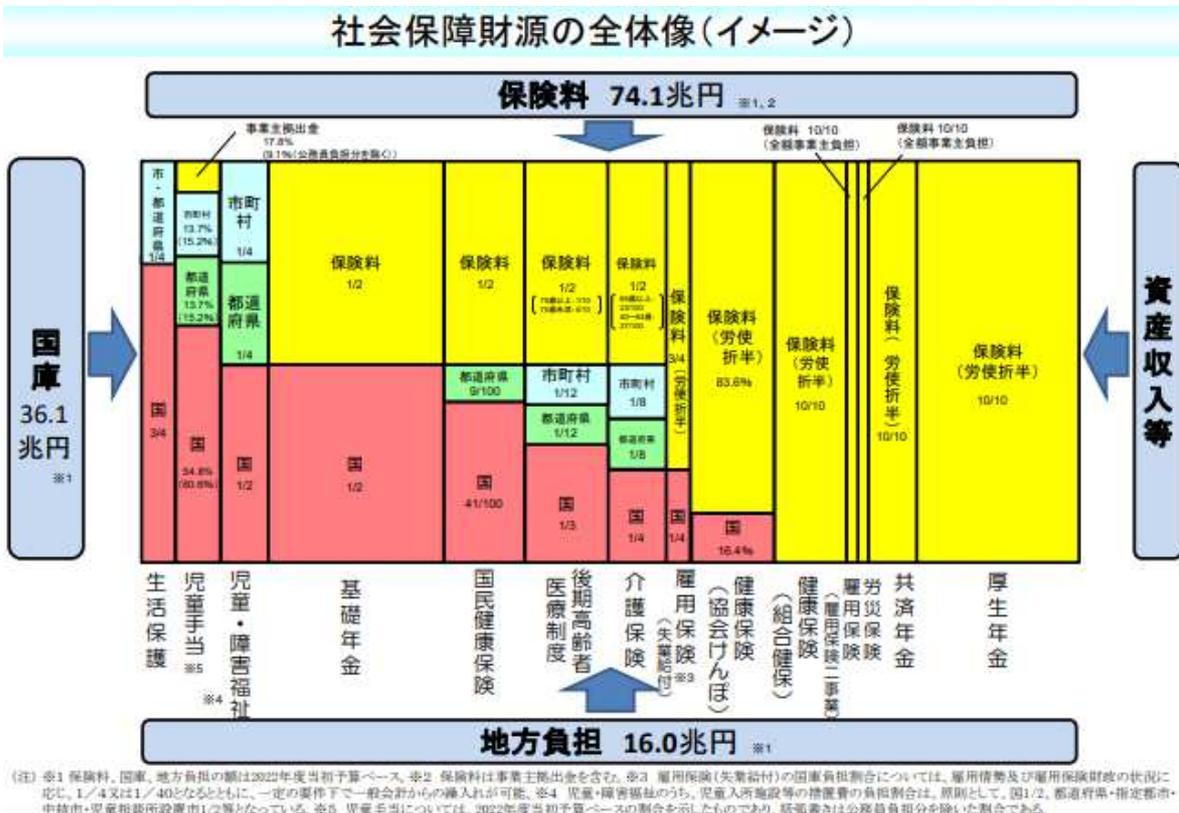
図表 2 - 1 2 一般会計当初予算（令和 6 年度一般会計予算）



財政制度等審議会財政制度分科会（令和 6 年 3 月 5 日開催）資料「令和 6 年度予算等」 p15

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20240305/01.pdf

図表 2 - 1 3 社会保障財源の全体像（イメージ）



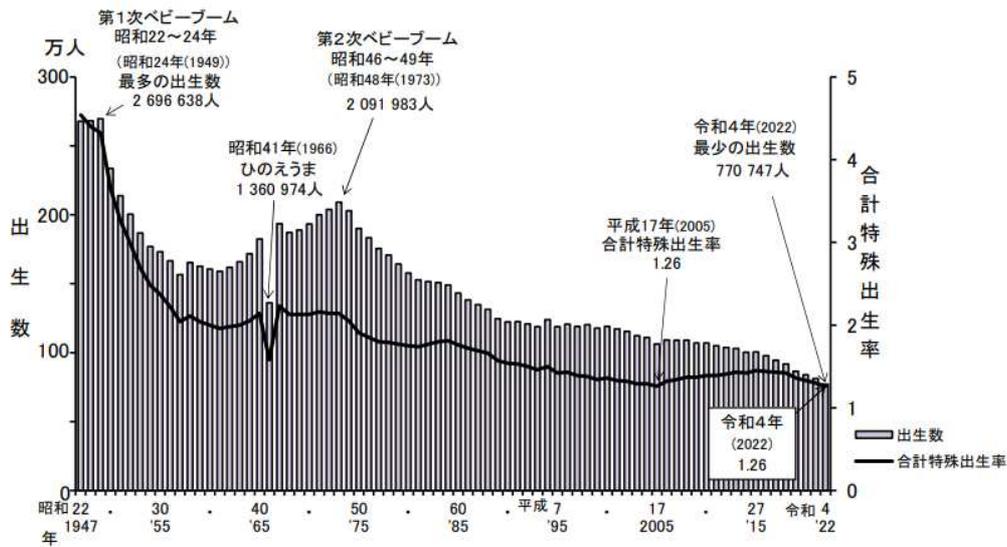
厚生労働省「社会保障の給付と負担の現状（2022年度予算ベース）」

(現在は削除) <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12884654/www.mhlw.go.jp/content/12600000/000871404.pdf>

第3章 少子高齢化・雇用と社会保障

- 参照3-1：内閣府『高齢社会白書』令和6（2024）年版（令和5年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況）
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/06pdf_index.html
- 参照3-2：総務省統計局「労働力調査 基本集計2023年（令和5年）平均結果」
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/gaiyou.pdf>
- 参照3-3：厚生労働省「非正規雇用」の現状と課題」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001234734.pdf>

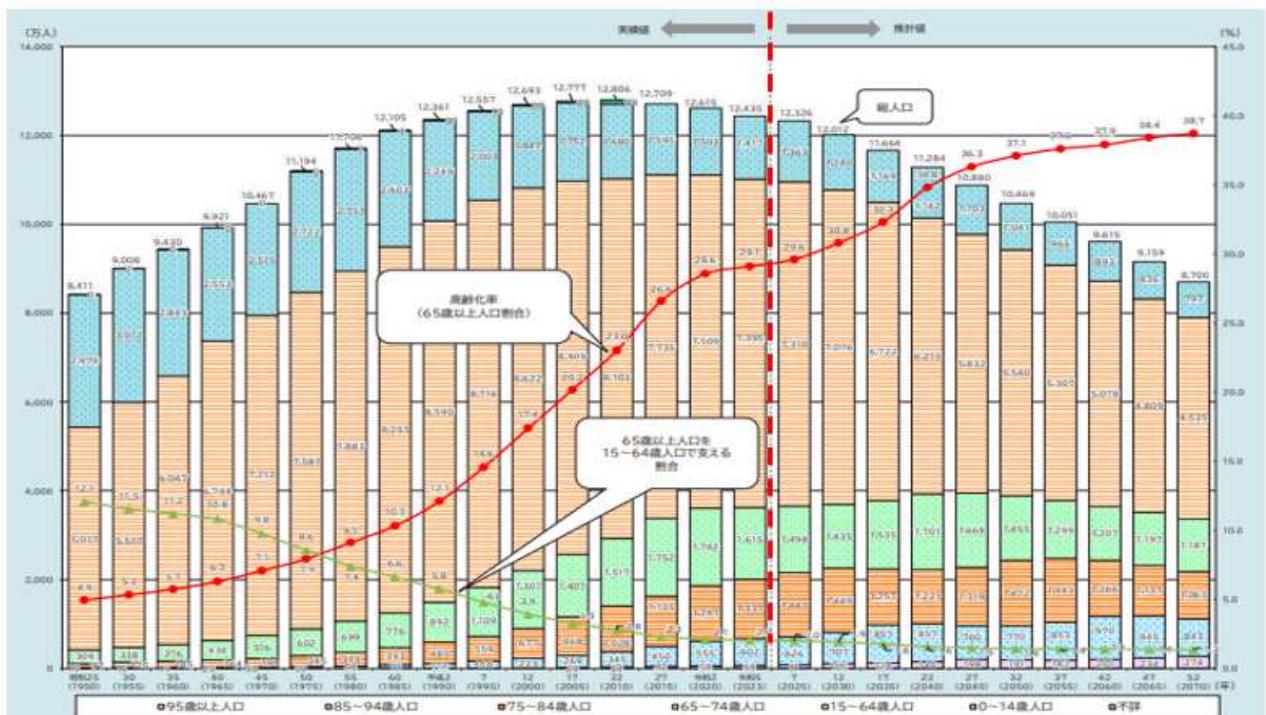
図表3-1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計月報年計（概数）の概況」図1

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/dl/kekka.pdf>

図表3-2 日本の人口の推移（高齢化の推移と将来推計）



< 出所：●参照3-1 p3 図1-1-2 >

図表 3-3 高齢化の現状

		令和5年10月1日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,435	6,049	6,386
	65歳以上人口	3,623	1,571	2,051
	65～74歳人口	1,615	773	842
	75歳以上人口	2,008	799	1,209
	75～84歳人口	1,337	582	755
	85～94歳人口	602	203	399
	95歳以上人口	68	13	55
	15～64歳人口	7,395	3,752	3,643
	15歳未満人口	1,417	726	691
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口 (高齢化率)	29.1	26.0	32.1
	65～74歳人口	13.0	12.8	13.2
	75歳以上人口	16.1	13.2	18.9
	75～84歳人口	10.8	9.6	11.8
	85～94歳人口	4.8	3.4	6.3
	95歳以上人口	0.6	0.2	0.9
	15～64歳人口	59.5	62.0	57.1
	15歳未満人口	11.4	12.0	10.8

<出所：●参照3-1 p2 表1-1-1>

図表 3-6 65歳以上の一人暮らしの者の動向



<出所：●参照3-1 p11 図1-1-9>

図表3-8 労働力人口と就業者数

図表3-10 労働力人口の推移

<労働力人口の推移>

		(万人、%)				
年 年齢	年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年
		(平成12年)	(平成22年)	(令和2年)	(令和12年)	(令和22年)
計		6,766	6,632	6,902	6,940	6,791
15~29歳		1,588	1,176	1,157	1,139	1,031
比率		(23.5)	(17.7)	(16.8)	(16.4)	(15.2)
30~59歳		4,260	4,268	4,281	4,071	3,643
比率		(63.0)	(64.4)	(62.0)	(58.7)	(53.6)
60~69歳		691	917	969	1,143	1,353
比率		(10.2)	(13.8)	(14.0)	(16.5)	(19.9)
70歳以上		229	273	495	588	765
比率		(3.4)	(4.1)	(7.2)	(8.5)	(11.3)

厚生労働省『厚生労働白書（令和6年版）』資料編「労働経済の基礎的資料／詳細データ①」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/23-2/kousei-data/siryou/xls/sh0100-05-b1.xlsx>

<労働力人口と就業者数>

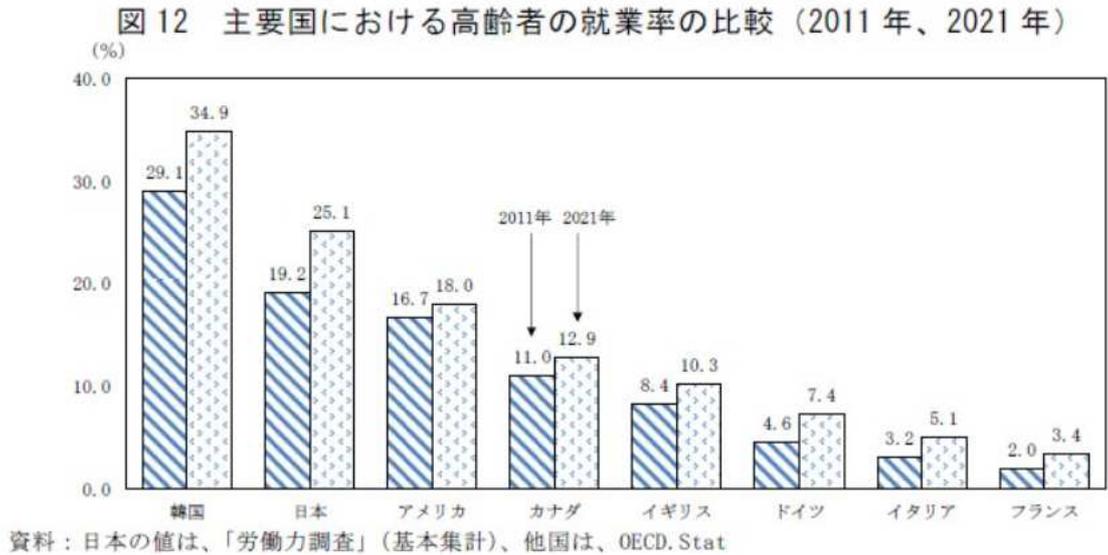
(前年比で労働力人口は +23 万人(2年ぶり増加)、就業者は+24 万人(3年連続増加)、就業率は+0.3%(3年連続上昇)、雇用者は+35 万人、完全失業率は 2.6%(前年と同率))

2023年平均	男女計			男			女		
	実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)
15歳以上人口	11017	-21	-0.4	5321	-23	-0.4	5696	-24	-0.4
[就業状態等]									
労働力人口	6925	23	0.3	3801	-4	-0.1	3124	28	0.9
就業者	6747	24	0.4	3696	-3	-0.1	3051	27	0.9
自主営業主	512	-2	-0.4	369	-7	-1.9	143	5	3.6
家族従業員	126	-7	-5.3	26	-	-	101	-6	-5.6
雇用者	6076	35	0.6	3282	6	0.2	2793	28	1.0
完全失業者	178	-1	-0.6	105	-2	-1.9	73	-	-
非労働力人口	4084	-44	-1.1	1516	-2	-0.1	2568	-42	-1.6
[完全失業率 (%)]									
総数	2.6	-	...	2.8	-	...	2.3	-0.1	...
[労働力人口比率 (%)]									
総数	62.9	0.4	...	71.4	-	...	54.8	0.6	...
[就業率 (%)]									
総数	61.2	0.3	...	69.5	0.1	...	53.6	0.6	...

<出所:『労働力調査』基本集計2023年統計表より作成>

<出所: ●参照3-2結果の概要、原票より抜粋>

図表3-9 高齢者の就業率の国際比較



総務省統計局 HP 図12 (<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1322.html>)

図表3-11 就業状態別人口

＜雇用者の就業形態別の状況＞

（正規の職員・従業員は+18万人（9年連続増加）、非正規の職員・従業員は+23万人（2年連続増加）、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.0%（+0.1%）で男性22.5%・女性53.2%）

雇用者の就業状態別	2023年平均	男女計			男			女		
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
			増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)		増減	増減率 (%)
就業者		6747	24	0.4	3696	-3	-0.1	3051	27	0.9
自営業主		512	-2	-0.4	369	-7	-1.9	143	5	3.6
家族従業者		126	-7	-5.3	26	0	0.0	101	-6	-5.6
雇用者		6076	35	0.6	3282	6	0.2	2793	28	1.0
うち役員を除く雇用者		5739	40	0.7	3029	12	0.4	2709	27	1.0
正規の職員・従業員		3615	18	0.5	2346	-2	-0.1	1268	18	1.4
非正規の職員・従業員		2124	23	1.1	683	14	2.1	1441	9	0.6
パート・アルバイト		1489	15	1.0	354	5	1.4	1134	8	0.7
パート		1030	9	0.9	129	5	4.0	901	4	0.4
アルバイト		459	6	1.3	226	2	0.9	233	4	1.7
労働者派遣事業所の派遣社員		156	7	4.7	61	2	3.4	95	5	5.6
契約社員		283	0	0.0	152	2	1.3	131	-2	-1.5
嘱託		111	-1	-0.9	73	2	2.8	39	-2	-4.9

＜出所：『労働力調査』基本集計2023年統計表より作成＞

＜出所：●参照3-2結果の概要、原票より抜粋＞

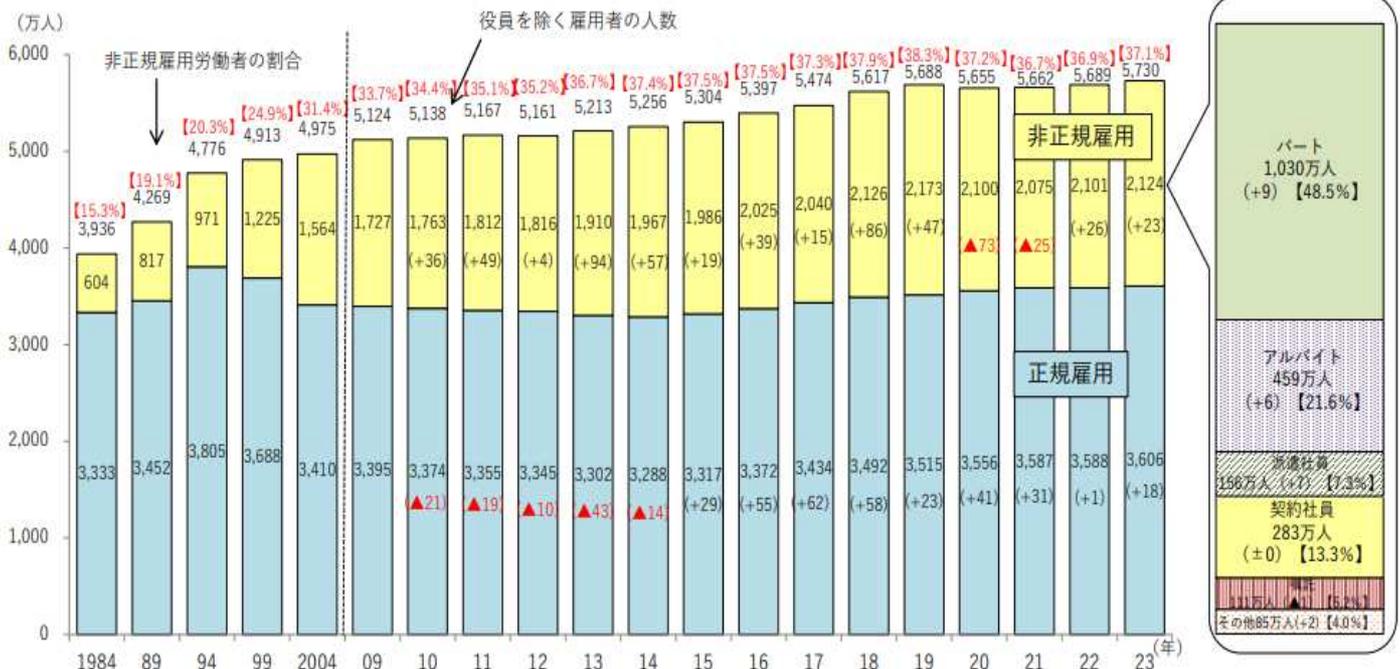
図表3-12 現職の雇用形態について主な理由別非正規の職員・従業員の内訳（非正規の職員・従業員について主な理由別の内訳（2022年平均））

	男女計			男			女		
	実数	対前年増減	割合	実数	対前年増減	割合	実数	対前年増減	割合
非正規の職員・従業員	2101	26	-	669	16	-	1432	10	-
自分の都合のよい時間に働きたいから	679	22	33.5	199	12	31.2	480	10	34.5
家計の補助・学費等を得たいから	389	2	19.2	81	6	12.7	308	-4	22.1
家事・育児・介護等と両立しやすいから	222	3	10.9	8	0	1.3	214	3	15.4
通勤時間が短いから	95	-1	4.7	29	1	4.5	66	-1	4.7
専門的な技能等をいかせるから	165	1	8.1	81	-1	12.7	84	2	6.0
正規の職員・従業員の仕事がないから	210	-6	10.3	103	-3	16.1	107	-3	7.7
その他	269	3	13.3	137	3	21.5	132	0	9.5

注) 1. 非正規の職員・従業員には、「現職の雇用形態について主な理由不詳」を含む。
 2. 割合は、現職の雇用形態について主な理由別内訳の合計に占める割合を示す。

図表 3-13 正規雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 正規雇用労働者は、2015年に8年ぶりにプラスに転じ、9年連続で増加しています。
 ○ 非正規雇用労働者は、2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少しましたが、2022年以降は増加しています。

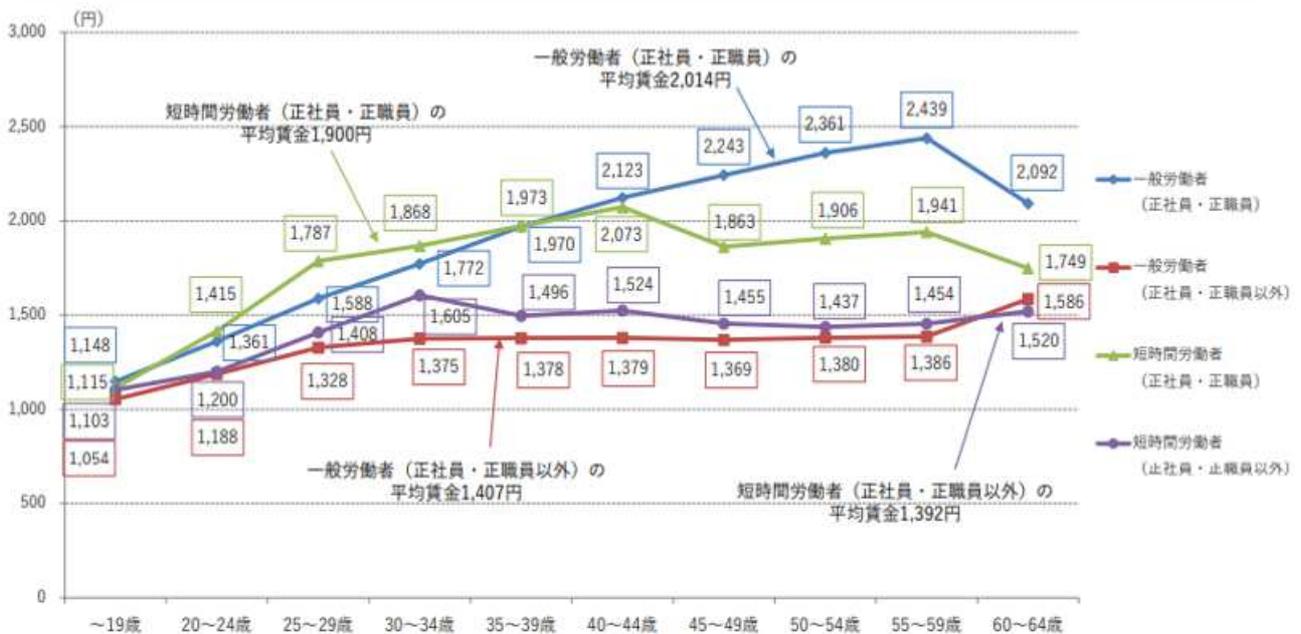


厚生労働省 HP 『「非正規雇用」の現状と課題』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001234734.pdf>)

図表 3-14 雇用形態別の賃金カーブ

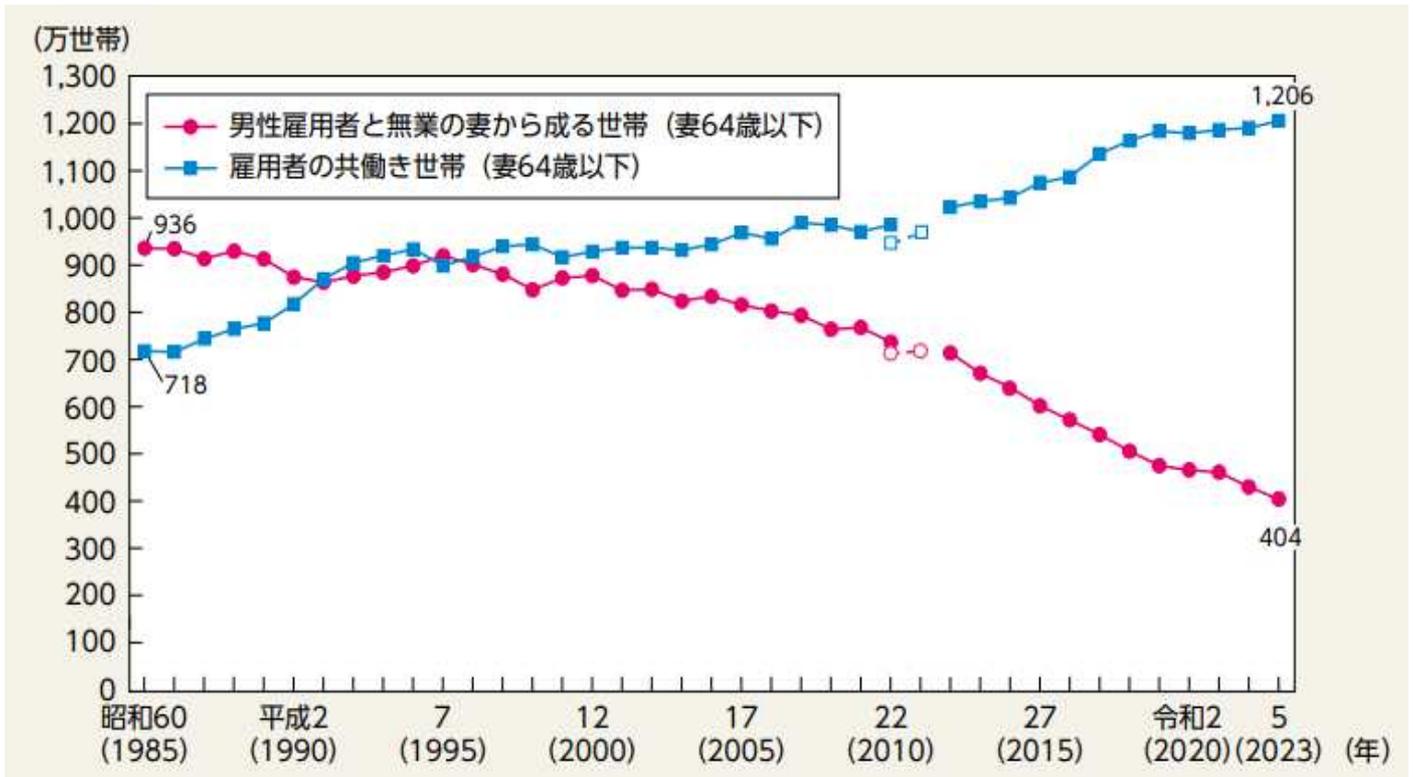
＜賃金カーブ(時給ベース) 2023年6月分の所定内給与額＞

○ 非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低いという課題があります。



厚生労働省 HP 『「非正規雇用」の現状と課題』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001234734.pdf>)

図表3-15 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



『男女共同参画白書（令和6年版）』p5

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/pdf/r06_05.pdf

図表3-16 若年無業者とフリーター数の推移



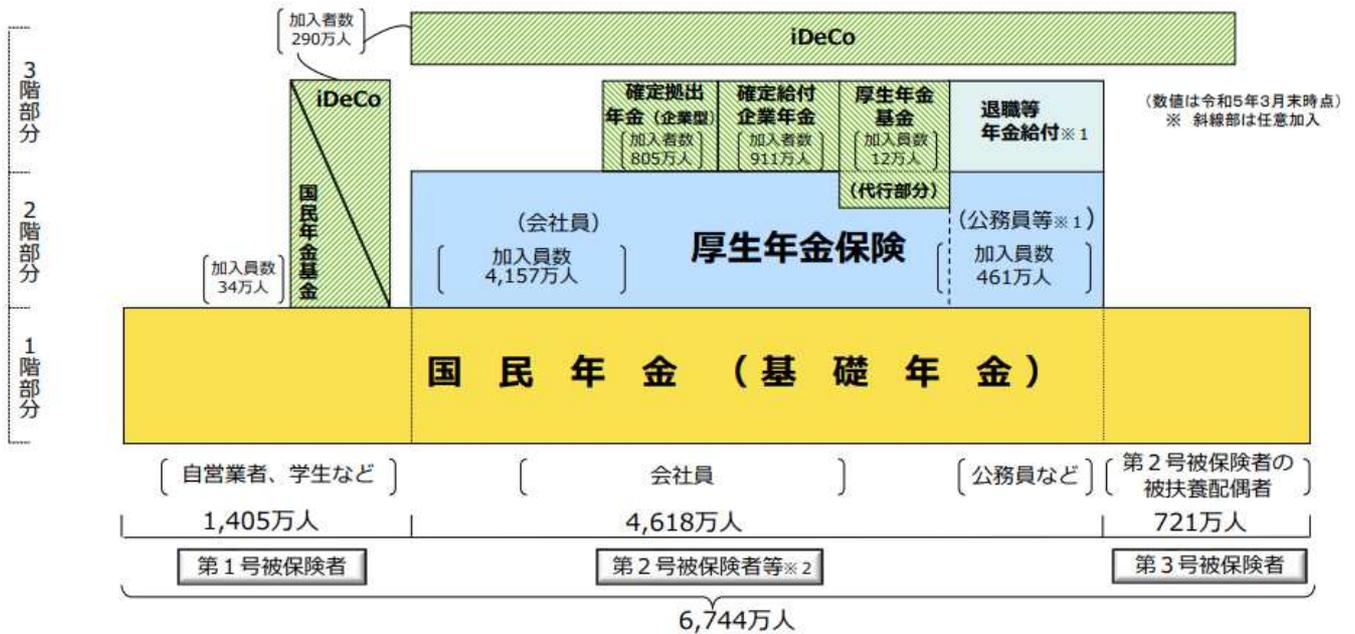
内閣府『子供・若者白書（令和4年版）』第3章第2節 第3-3図

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r04honpen/pdf/s3_2-1.pdf

<参照：厚生労働省「年金制度基礎資料集」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001276572.pdf>) >

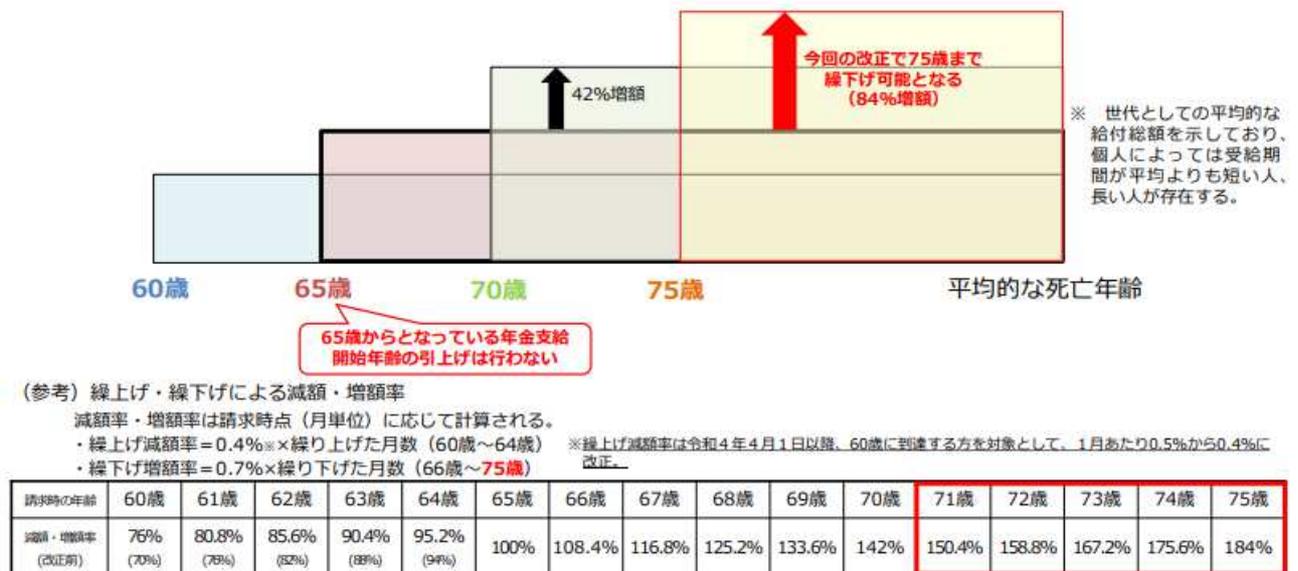
図表5-2 公的年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



厚生労働省「年金制度基礎資料集」p6

図表6-5 繰下げ受給・繰上げ受給のイメージ



厚生労働省「年金制度基礎資料集」p41

●参照8-1：厚生労働省「医療費の一部負担(自己負担)割合について」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/info02d-37.pdf>)

●参照8-2：厚生労働省「我が国の医療保険について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html)

図表8-2 主な医療保険制度の加入者数

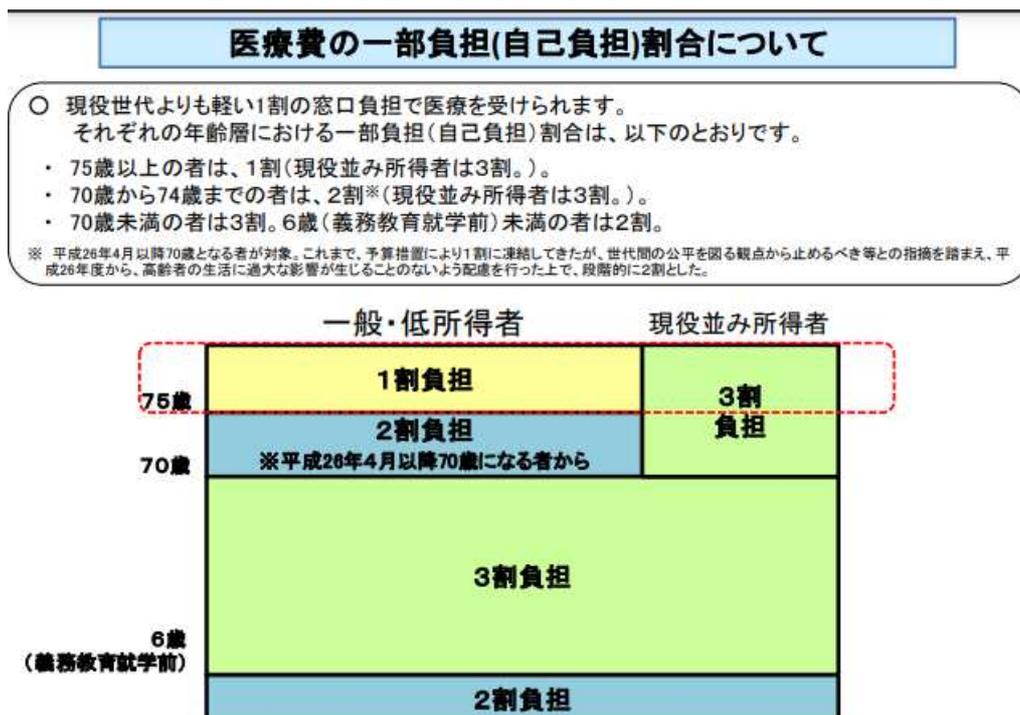
(令和3年度末現在)

		保険者数 (運営主体)	適用事業所数
健康保険	協会(一般)	1	2,488,577
	組合健保	1,388	99,918
	法第3条第2項被保険者	1	430
船員保険		1	5,607
共済組合	国共済	20	...
	地共済	64	...
	私学共済	1	14,802
	計	85	14,802
国民健康保険	市町村国保	1,716	-
	国保組合	161	-
	計	1,877	-
後期高齢者医療制度		47	-

厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」p3

(https://www.mhlw.go.jp/content/kiso_r03.pdf)

図表8-3 医療保険における一部負担金



<出所：●参照8-1>

図表 8 - 7 医療保険制度における患者一部負担金の推移

医療保険制度の患者一部負担の推移

～昭和47年 12月	昭和48年1月～	昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成 14年 10月～	平成 15年 4月～	平成18年 10月～	平成20年4月～	令和4年10月～	
老人医療費 支給制度前	老人医療費支給制度 (老人福祉法)	老人保健制度						後期高齢者医療制度		
国保	3割	なし	入院3000円/日 外来4000円/月	→1,000円/日 →500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) ×診療所は定額 制を選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2割)	定率1割負担 (現役並み所得者3割)	75歳以上 70歳 74歳	1割負担 (現役並み所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割、 現役並み所得者以外の一定 所得以上の者2割)
被用者本人	定額 負担								2割負担 (現役並み所得者3割) ※平成26年3月末までに 70歳に達している者1割 (平成26年4月以降70歳になる者から2割)	
被用者家族	5割	若人	国保	3割 高額療養費創設(348～)	入院3割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割 (H14年10月～))	3割 薬剤一部負担 の廃止	3割	70歳未満	3割 (義務教育就学前2割)	
		被用者本人	定額 → 1割(358～) 高額療養費創設	入院2割 外来2割+薬剤一部負担						
		被用者家族	3割(348～) →入院2割(358～) 高額療養費創設 外来3割(348～)	入院2割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割 (H14年10月～))						

(注) ・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。
 ・平成6年10月に入院時食事療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設
 ・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

<出所：●参照 8 - 2 >

図表 9 - 1 入院時の食費・居住者負担

図表 9 - 5 高額療養費の自己負担限度額

<給付>

(令和6年6月現在)

給付	国民健康保険・後期高齢者医療制度	健康保険・共済制度
療養の給付 訪問看護療養費	義務教育就学前：8割、義務教育就学後から70歳未満：7割、 70歳以上75歳未満：8割(現役並み所得者：7割) 75歳以上：9割(現役並み所得者以外の一定所得以上の者：8割、現役並み所得者：7割)	
入院時食事療養費	食事療養標準負担額：一食につき490円	低所得者：一食につき230円 (低所得者で90日を超える入院：一食につき180円) 特に所得の低い低所得者(70歳以上)：一食につき110円
入院時生活療養費 (65歳～)	生活療養標準負担額：一食につき490円(+) + 370円(居住費) (+)入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保健医療機関では450円	低所得者：一食につき230円(食費) + 370円(居住費) 特に所得の低い低所得者：一食につき140円(食費) + 370円(居住費) 老齢福祉年金受給者：一食につき110円(食費) + 0円(居住費) 注：難病等の患者の負担は食事療養標準負担額と同額
高額療養費 (自己負担限度額)	70歳未満の者(括弧内の額は、4ヶ月日以降の多数該当) <年収約1,160万円～> 252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% (140,100円) <年収約770～約1,160万円> 167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% (93,000円) <年収約370～約770万円> 80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% (44,400円) <～年収約370万円> 57,600円 (44,400円) <住民税非課税> 35,400円 (24,600円)	70歳以上の者(括弧内の額は、4ヶ月日以降の多数該当) 入院 外来【個人ごと】 <年収約1,160万円～> 252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% (140,100円) <年収約770～約1,160万円> 167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% (93,000円) <年収約370～約770万円> 80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% (44,400円) <一般> 57,600円 18,000円 (44,400円) [年間上限144,000円] <低所得者> 24,600円 8,000円 <低所得者のうち特に所得の低い者> 15,000円 8,000円

<出所：●参照 8 - 2 >

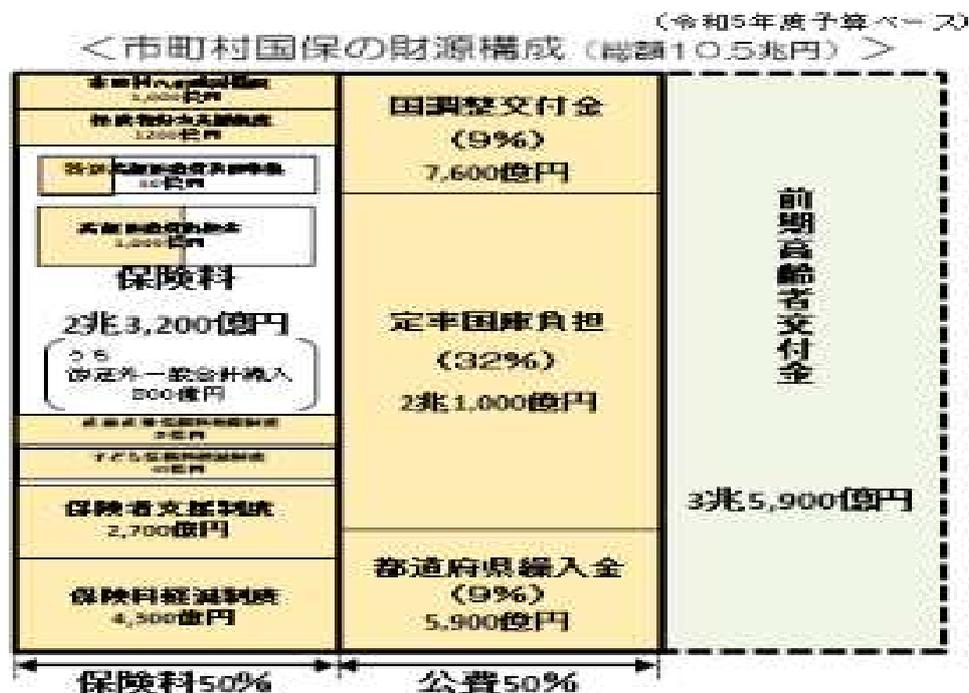
図表10-2 各医療保険保険者と加入者の比較

各保険者の比較					
	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 (被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人)	2,838万人 (被保険者1,841万人 被扶養者1,197万人)	869万人 (被保険者477万人 被扶養者392万人)	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 (一世帯当たり 140万円)	169万円 (一世帯当たり(※3) 272万円)	237万円 (一世帯当たり(※3) 408万円)	252万円 (一世帯当たり(※3) 458万円)	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.5万円)	12.2万円<24.4万円> (被保険者一人当たり 19.6万円<39.2万円>)	13.5万円<29.5万円> (被保険者一人当たり 23.2万円<50.8万円>)	14.2万円<28.5万円> (被保険者一人当たり 25.9万円<51.8万円>)	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和5年度予算ベース)	4兆1,487億円 (国2兆9,879億円)	1兆2,630億円 (全額国費)	731億円 (全額国費)		8兆9,293億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の場合。
 (※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「給付金総額(収入総額から必要経費、給付所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で割ったもの、(市町村国保)「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。
 協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除」に相当する額を差し引いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和3年度報酬に基づき算出)。
 (※3) 被保険者一人当たりの金額を示す。
 (※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は前年分保険料認定額、組合健保は決算における保険料額を基に推計、保険料額に介護分は含まない。
 (※5) 介護給付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

<出所：●参照8-2>

図表10-3 国保の財政構造

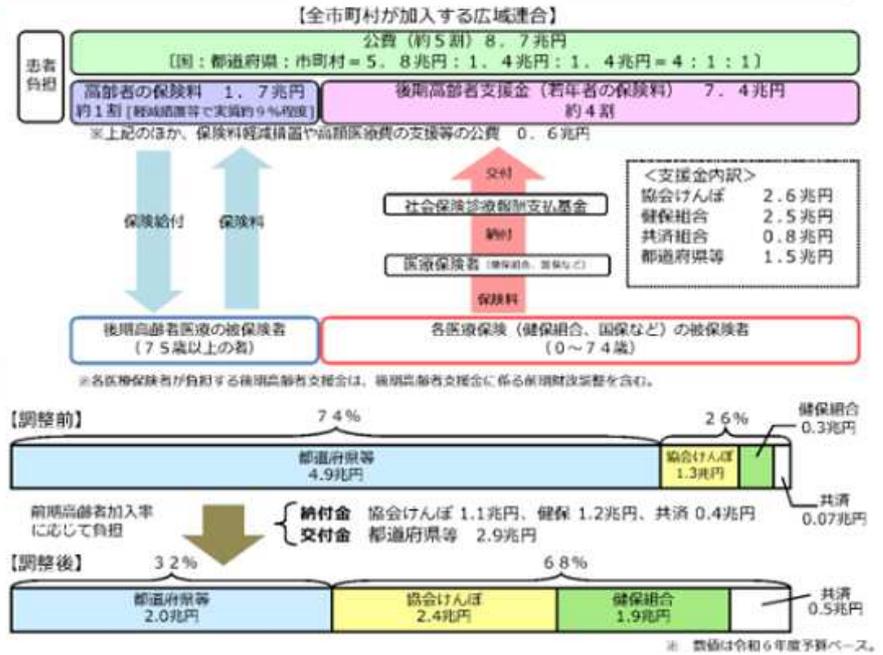
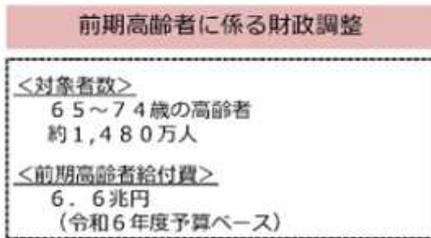


<出所：●参照8-2>

図表10-5 後期高齢者医療制度の財源

図表10-6 前期高齢者医療にかかる財政調整

- 国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。
- 旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

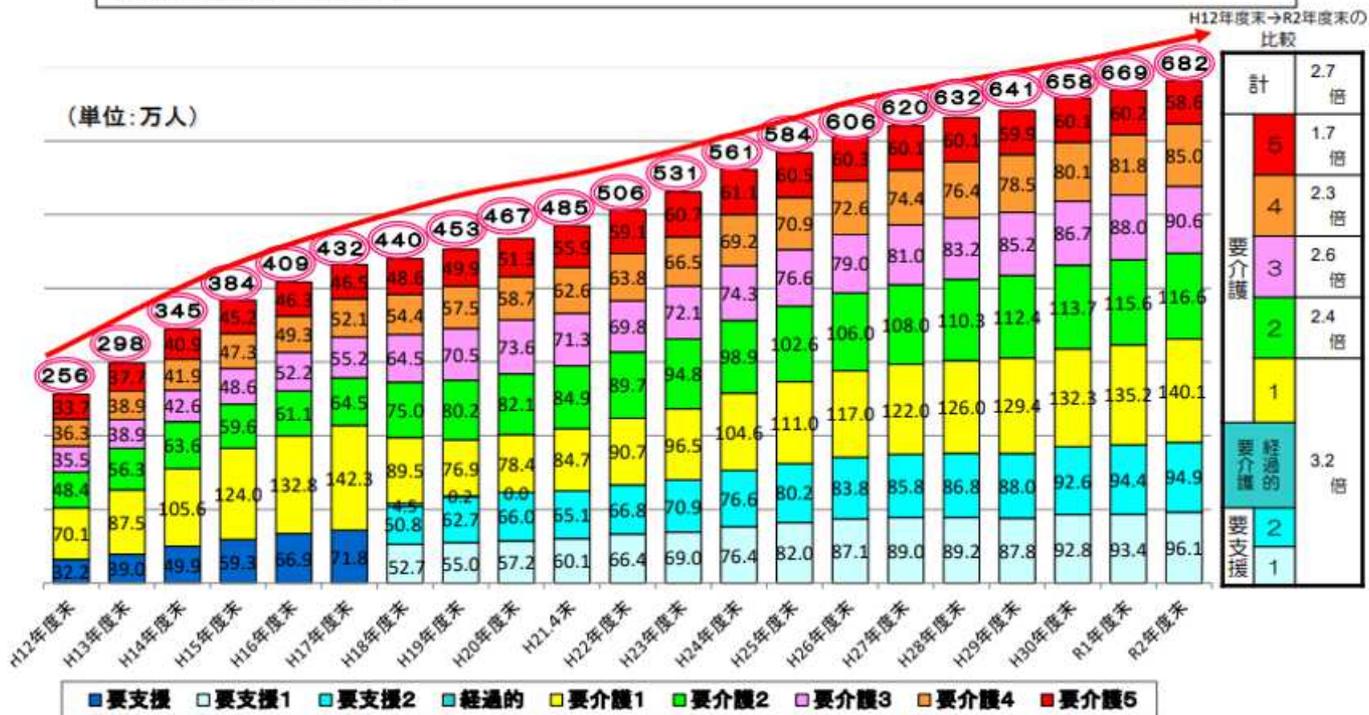


<出所: ●参照8-2>

第11章 介護保険制度

図表11-8 要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、令和2年度末現在682万人で、この21年間で約2.7倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。



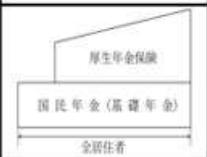
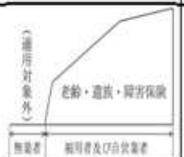
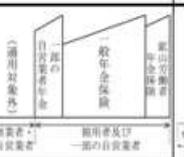
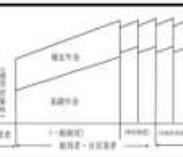
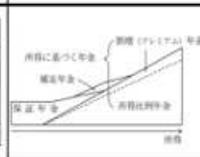
<出所:「介護分野の最近の動向について」p4>

社会保障審議会(介護保険部会)介護給付費分科会「介護分野の最近の動向について」
(2023年5月24日資料1) (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001099975.pdf>)

第14章 諸外国の社会保障制度

図表14-1 年金制度の国際比較

<主要国の年金制度の国際比較(2024年4月1日時点)>

	日本	アメリカ	英国	ドイツ(※2)	フランス(※2)	スウェーデン(※2)
制度体系						
被保険者	全居住者	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者	居住している被用者 は原則加入 (注)医師、弁護士等の 一部の自営業者も加入	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者 (※3)
保険料率 (一般被用者 の場合)	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,980円 (2024年度額)	12.4% (労使折半)	25.8%(※4) 〔 本人 : 12.0% 事業主 : 13.8% 〕	18.6% (労使折半)	17.87%(※5) 〔 本人 : 7.30% 事業主 : 10.57% 〕	17.21%(※6) 〔 本人 : 7.0% 事業主 : 10.21% 〕
支給開始年齢 (※7)	厚生年金保険 ・男性 : 64歳 ・女性 : 62歳 (注)男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに 65歳に引き上げ予定 国民年金(基礎年金) 65歳	66歳6か月 (注)2027年までに 67歳に引き上げ予定	66歳 (注)2028年までに67歳 に引き上げ予定 (注)2046年までに68歳 に引き上げ予定	66歳2か月 (注)2029年までに 67歳に引き上げ予定	満額拠出期間(※8) を過ぎない場合 62歳6か月 (注)2030年までに 64歳に引き上げ予定 満額拠出期間 を過ぎない場合 67歳	— (注)63歳以降本人が 支給開始時期を選択 (注)2026年までに64歳 に引き上げ予定
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)(※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注)プレミアム年金は 積立方式

厚生労働省「主要国の年金制度の国際比較」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001286390.pdf>)